

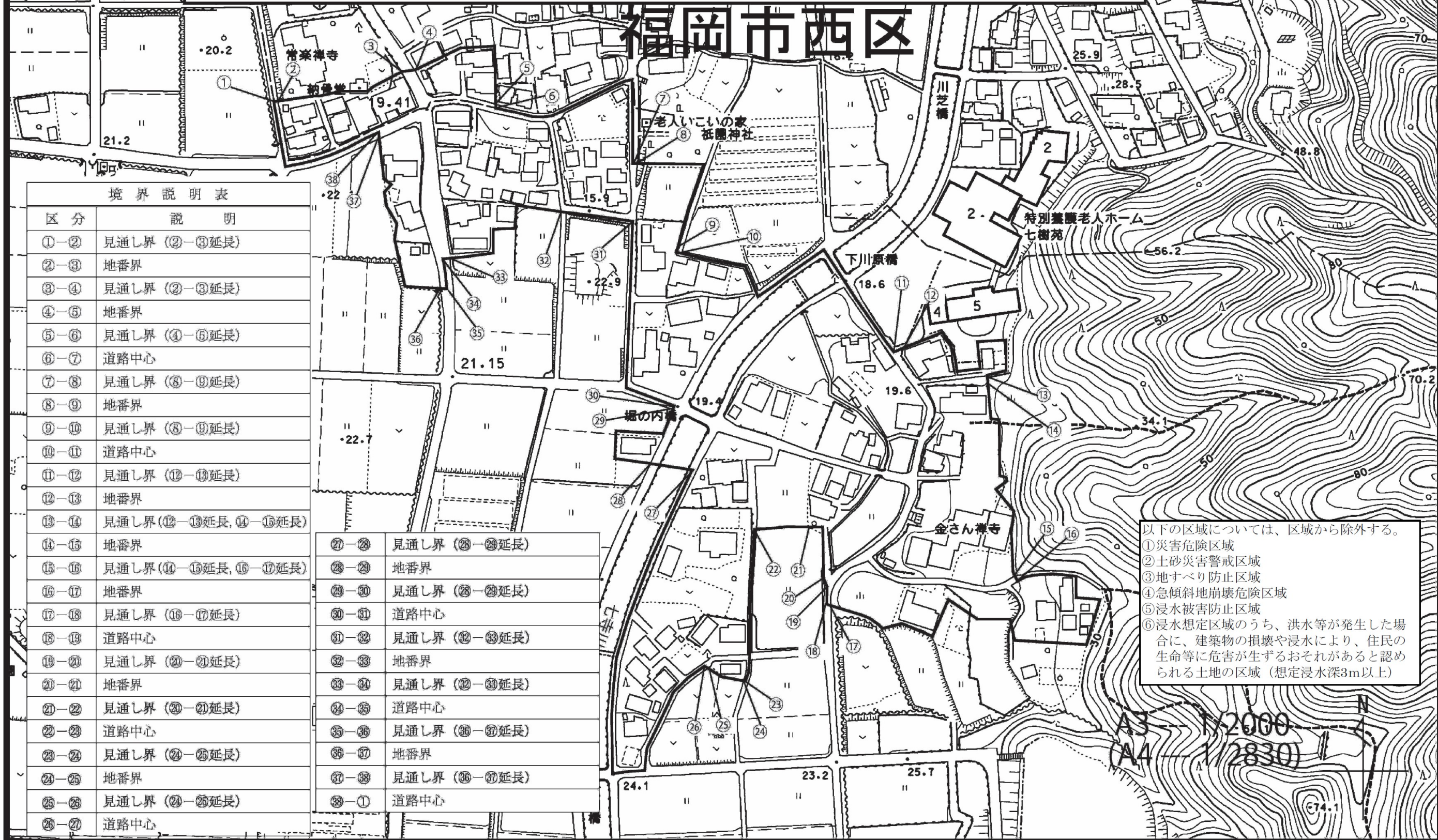
福岡市開発行為の許可等に関する条例第9条第2項に基づく区域等を次のように指定する。

1 指定する区域 別図に示す，福岡市西区今宿上ノ原20番2ほか182筆

2 指定する建築物 (1) 建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅
(2) 建築基準法施行令第130条の5の2に規定する店舗等

別図
(区域指定の区域図)

福岡市西区



境界説明表

区分	説明
①-②	見通し界(②-③延長)
②-③	地番界
③-④	見通し界(②-③延長)
④-⑤	地番界
⑤-⑥	見通し界(④-⑤延長)
⑥-⑦	道路中心
⑦-⑧	見通し界(⑧-⑨延長)
⑧-⑨	地番界
⑨-⑩	見通し界(⑧-⑨延長)
⑩-⑪	道路中心
⑪-⑫	見通し界(⑫-⑬延長)
⑫-⑬	地番界
⑬-⑭	見通し界(⑫-⑬延長, ⑭-⑮延長)
⑭-⑮	地番界
⑮-⑯	見通し界(⑭-⑮延長, ⑯-⑰延長)
⑯-⑰	地番界
⑰-⑱	見通し界(⑯-⑰延長)
⑱-⑲	道路中心
⑲-⑳	見通し界(⑲-⑳延長)
⑳-㉑	地番界
㉑-㉒	見通し界(㉑-㉒延長)
㉒-㉓	道路中心
㉓-㉔	見通し界(㉓-㉔延長)
㉔-㉕	地番界
㉕-㉖	見通し界(㉕-㉖延長)
㉖-㉗	道路中心

㉗-㉘	見通し界(㉘-㉙延長)
㉘-㉙	地番界
㉙-㉚	見通し界(㉘-㉙延長)
㉚-㉛	道路中心
㉛-㉜	見通し界(㉛-㉜延長)
㉜-㉝	地番界
㉝-㉞	見通し界(㉝-㉞延長)
㉞-㉟	道路中心
㉟-㊱	見通し界(㉟-㊱延長)
㊱-㊲	地番界
㊲-㊳	見通し界(㊲-㊳延長)
㊳-㊴	道路中心
㊴-㊵	見通し界(㊴-㊵延長)
㊵-㊶	地番界
㊶-㊷	見通し界(㊶-㊷延長)
㊷-㊸	道路中心

以下の区域については、区域から除外する。
 ①災害危険区域
 ②土砂災害警戒区域
 ③地すべり防止区域
 ④急傾斜地崩壊危険区域
 ⑤浸水被害防止区域
 ⑥浸水想定区域のうち、洪水等が発生した場合に、建築物の損壊や浸水により、住民の生命等に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域(想定浸水深3m以上)

A3
(A4) 1/2000
1/2830